

住宅手当緊急特別措置 支給要件が緩和されました

離職により住宅を失った、または失う恐れがあり、就労能力・就労意欲を持つ方を対象に、住宅手当の支給と就労支援で生活再建を支援します。より利用しやすい制度にするため、離職時期要件と収入要件が緩和されました。

◆住宅手当(①、⑤が緩和されました)

◇対象 下記の要件すべてに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職
- ②離職前自らの労働により得た賃金で、主として世帯の生計を維持していた
- ③就労能力・常用就職の意欲があり、公共職業安定所(ハローワーク)に求職を申し込む(受給期間中は常用就職に向けた就職活動が必須)
- ④住宅を喪失、または喪失する恐れ(賃貸住宅などに入居)がある
- ⑤原則として収入が無く、単身世帯は月額13万8,000円、複数世帯は生計を一にする同居親族の収入と合計して、2人世帯で17万2,000円、3人以上の世帯で24万2,000円以下
- ⑥生計を一にする同居親族を含む預貯金の合計が50万円(単身世帯)・100万円(複数世帯)以下
- ⑦国が実施する就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業や、各自治体を実施する類似の貸付または給付を受けていない
- ⑧暴力団員でない

◇支給額(上限) 月額5万3,700円(単身世帯)、6万9,800円(複数世帯)

◇支給期間 原則6カ月間(最長9カ月間)

◇支給方法 審査を経て支給決定後、受給者が入居している住宅の貸主が指定する口座へ振り込み

◆事前に三鷹市社会福祉協議会(福祉会館)で相談のうえ、必要書類を持参し同協議会へ

◆同協議会 ☎46-1108

◆住宅の初期費用と生活の支援

◇生活福祉資金(総合支援資金) 賃貸住宅への入居を契約する際に必要な敷金・礼金などの「初期費用」や、生活費に困っている場合などに活用できます。

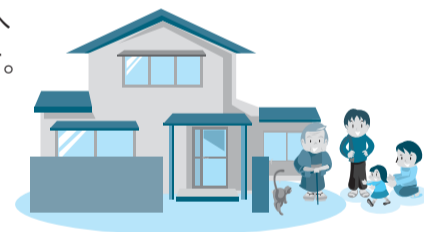
◇臨時特例つなぎ資金貸付 現在、住居がなく住宅手当を受給するまでの期間の生活費が必要な場合に活用できます。

◆同三鷹市社会福祉協議会 ☎46-1108へ

※いずれも貸し付けには審査があります。

◆そのほかの雇用施策

◆同ハローワーク三鷹 ☎47-8609



ちどりこども園(幼稚園タイプ 2年保育)入園の申込受付

平成23年度

☎子ども育成課 ☎内線2732

◆平成18年4月2日～19年4月1日生まれのお子さん15人(申込時点で市内に住民登録があり、平成23年度も引き続きお住まいの方、または23年3月31日までに市内に転入予定の方)

◆10月7日(木)～15日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)に、子ども育成課(市役所4階45番窓口)へ(申込多数の場合は抽選)

◆募集要項の配布

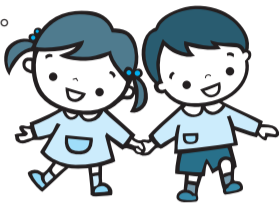
10月1日(金)～15日(金)にちどりこども園、子ども育成課、市政窓口、子ども家庭支援センターすくすくひろばで配布します。

◆入園募集説明会

◆10月8日(金)午前10時から

◆ちどりこども園

◆当日会場へ



育児支援 ヘルパー 養成講座

市の育児支援ヘルパーとして活動していただける方を対象に、心構えや新生児への関わり方を学んでいただく講座です。

◆市内在住で30歳以上の看護師、保健師、保育士などの資格をお持ちの方、またはファミリーサポートセンターなどで豊富な援助経験をお持ちの方

◆10月21日(木)午前10時～午後5時、26日(火)午前9時～正午(全2回)

◆総合保健センター

◆10月14日(木)までに必要事項(11面参照)・経験内容を記入し電話またはファクスで、子ども家庭支援センターのびのびひろば ☎40-5925・

◆FAX 76-6819へ

◆同センターのびのびひろば ☎40-5925

お急ぎ ください! 子ども手当の申請期限は 9月30日(木)(消印有効)

◆4～10月分の手当が受けられなくなります

万が一期限を過ぎた場合は、申請した月の翌月分の手当から支給します。早めに申請してください。

※4月1日現在で受給資格があり申請が必要な世帯には5・8月に申請書を郵送しています。ただし、お子さんが市外にお住まいの場合、申請書は郵送していませんので子育て支援課(市役所4階43番窓口)で手続きしてください。

◆同課 ☎内線2751

9月20日(祝)～26日(日)は動物愛護週間です

—動物は責任と愛情をもって終生飼いましょう—

◆同環境対策課 ☎内線2524

◆犬の飼い主のみならずへ

生後90日を経過した犬は、一生に1度の登録と、年に1度の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。狂犬病予防注射は、毎年5月の集合注射や各動物病院で受けられます。接種後は、市役所・各市政窓口で書類を提出し注射済票の交付を受けてください。

◆もう一度確認を 飼い主のマナー

- ・リードにきちんとつなぎましょう
- ・散歩中におしっこをした時は水で流しましょう
- ・ふんは家まで持ち帰りましょう
- ・鑑札をつけましょう

◆「犬のしつけ方教室」を開催します

日本獣医生命科学大学の水越美奈さんによる講演、実演で、正しい犬のしつけ方を学びましょう。

◆120人

◆10月16日(土)午後1時30分～4時30分

◆所 日本獣医生命科学大学動物医療センター棟(武蔵野市境南町1-7-1)

◆10月9日(土)(必着までに、往復はがきに必要事項(11面参照)・飼育している犬の種類を記入し「〒180-0006武蔵野市中町2-6-4

三鷹獣医科グループ犬のしつけ方教室係」へ(はがき1枚で5人まで。先着制)

◆同おむら動物病院 ☎29-7887

◆※当日はペットを連れてこないでください。

◆猫の飼い主のみならずへ

屋外で生活している猫はふんやおしっこで近隣に迷惑をかけている場合があります。市では屋内飼育を推奨しています。また、飼い主のいない猫を増やさないためにも、責任を持って最後まで飼いましょう。

◆飼い主のいない猫への餌やりについて

飼い主がおらず、避妊・去勢手術をしていない猫は、子どもを産み、結果として不幸な猫を増やしてしまいます。地域には猫が苦手な人もいます。猫を大切に思う気持ちは尊いものですが、増えすぎた猫が地域に迷惑をかけるために、きちんとした猫の管理をしましょう。餌やりは近隣住民とのトラブルを避けるため、ルールを定め、理解・合意を得てから行ってください。

◆飼い主のいない猫の避妊・去勢手術支援事業

東京都獣医師会武蔵野三鷹支部と市では、飼い主のいない猫との共生を目指す活動を支援するため、市内に生息する飼い主のいない猫(生後6カ月以上)の避妊・去勢手術の費用を5,000円減額しています。

◆市内在住で、手術済みであることを識別するために、猫の耳にパンチ穴を開けることを承諾できる方

◆平成23年3月18日(金)までに所定の申請書に本人と別世帯の2人の署名・押印、手術を受ける猫の写真を添えて環境対策課(市役所第二庁舎2階)へ

◆犬・猫などの譲渡事業

東京都動物愛護相談センターでは、模範的な飼い主の養成のため引き取った犬・猫などの譲渡事業を行っています。くわしくはお問い合わせください。

◆同センター多摩支所 ☎042-581-7435

